

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成三十一年三月奈良県条例第三十四号）の施行期日は、令和元年十月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。